

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年11月11日（月）午前8時56分から午前9時31分

2 開催場所 田舎館村文化会館3階「リハーサル室」

3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	5番	阿部	雄一郎
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（1名） 担当区域3 鈴木 秀樹

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第28号 農用地利用集積計画の決定について

議案第29号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第31号 非農地判断に係る意見について

議案第32号 地域計画における目標地図素案の決定について

報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

7 会議の概要

事務局 ただいまより、11月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。7番の福原義明委員と8番の福土正芳委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第27号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が1件です。

3ページをお開きください。

所有権移転の整理番号33番は、前田屋敷東中野の畑、99㎡です。

譲受人の自宅隣に譲渡人名義の宅地があり、譲受人はこれの取得を希望したのですが、譲渡人は八戸市在住であり農地を耕作できないことから、双方協議のうえ、農地も併せて売買することとしたものです。

自家消費野菜の作付けを予定しております。

次に、整理番号34番は高樋深山林と高樋宮本の田、合計93㎡です。

当該農地は、以前から譲受人が自己所有地と認識して管理していたものですが、実際は境界を錯誤していたことが判明したため、今回双方で協議のうえ、現況に合わせて分筆し、所有権移転することとしたものです。

カボチャなどの自家消費野菜の作付けが予定されております。

4ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号3番は、大袋前田の田、合計6,264㎡です。

賃貸人が経営規模縮小の意向のため、親戚である賃借人に申し出て貸借することとなったものです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第27号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第27号は原案のとおり決定することとします。

次に、議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局　　今月の案件は、所有権移転が 2 件、賃貸借権設定が 4 件です。
6 ページをお開きください。
整理番号 33 番は、田舎館松橋の田 4 筆、合計 2,682 m²です。
当該農地は、以前から譲受人が賃借している農地です。
譲渡人は農地を手放したい意向であるため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。
次に、整理番号 34 番は、前田屋敷村元の田 2 筆、合計 3,229 m²です。
当該農地は、以前から譲受人が賃借している農地です。
譲受人は、以前からこの農地の取得を希望していたもので、今回譲渡人の合意を得たことから売買することとなったものです。
7 ページをお開きください。
農地中間管理事業の一括方式による賃貸借権設定です。
整理番号 56 番は、大根子南田の田 3 筆、合計 13,357 m²です。
当該農地を賃借していた前の耕作者が、体調不良のため耕作できなくなり解約となったことから、新たな受け手と賃借することとなったものです。
次に、整理番号 57 番は、大根子南田の畑、195 m²です。
賃借の経緯につきましては、整理番号 56 番と同様となっております。
なお、56 番、57 番につきましては、田と畑で契約の内容が異なるため、分けて契約がなされております。
次に、整理番号 58 番は、大根子南田の田、2,989 m²です。
こちらにつきましても、56 番、57 番と同様の理由により、新たな受け手と賃借するものです。
8 ページをお開きください。
整理番号 59 番は、垂柳長田の田、1,983 m²です。
期間満了に伴う再設定です。
以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上で説明を終わります。

会　長　　議案の審議に入ります。
議案第 28 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委　員　　（ありませんの声）

会　長　　ないようですので、議案第 28 号は原案のとおり決定することとします。
次に、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」

を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第 29 号について説明いたします。

令和 5 年 4 月 1 日に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、従前の農用地利用配分計画が廃止されたことに伴い、農地中間管理機構における農地の権利設定につきましては、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定めることとなりました。

農用地利用集積等促進計画の作成については、農業委員会から農地中間管理機構へ作成の要請をする必要があることから、本会で審議を求めるものです。

それでは議案の説明をいたします。

10 ページをお開きください。

今月の案件は、整理番号 9 番から 17 番までの 9 件で、賃借人はいずれも株式会社●●●●となっております。

これまでは、代表者の●●●●さんの個人名で貸借を行っていたものですが、これを解約し、法人名で貸借を行おうとするものです。

この経緯について説明いたします。

前田屋敷地区では、令和 3 年度から 5 年度にかけて、県の事業を活用した農業用水路の整備が行われました。その際、担い手への農地集積が事業実施要件となっていたものです。

受け手である●●●●さんは、認定農業者の認定を個人名ではなく、法人の方で取っており、担い手への集積とするためには、法人名で貸借をやり直す必要があったため、今回の手続きを行うこととなったものです。

説明は以上です。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 29 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 29 号は原案のとおり決定することとします。

次に、議案第 30 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があ

ったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。事務局から説明願います。

事務局 議案第 30 号について説明いたします。15 ページをお開きください。
今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件です。
整理番号 1 番の申請地は、前田屋敷東中野の畑、300 m²です。現況の地目が宅地となっていますが、これは、以前に住宅が建っていたため宅地となっているものです。現在は解体・撤去されております。
転用の用途は、普通住宅の建設です。
権利設定の内容は、申請人である●●●●さんが、土地所有者である父親の●●●●さんから 40 年の使用貸借を行うものとなっております。
以上です。

会 長 次に、現地調査の結果報告を 5 番の阿部雄一郎委員よりお願いします。

現地調査委員（5 番 阿部雄一郎委員）

現地調査の結果を報告します。
10 月 28 日に、福原義明委員、須藤和委員と事務局と私の 4 名で現地を確認しました。
所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等のいずれも、周辺への影響は問題ないものと判断しました。
なお、こちらは周辺がリンゴ畑で、南側には堆肥を作っている場所がありまして、スピードスプレーヤーの薬だったり、堆肥による臭いだったり、そういったもので農家へのクレームのおそれがありましたので、申請者には予めそういったことも予想されますということをお伝えして、理解していただいたものと思っております。
以上のことから問題ないものと考えております。
以上です。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 申請地の周辺には 10 h a 以上の集団農地が形成されていることから、農地区分は第 1 種農地と判断します。
第 1 種農地は原則転用不許可ですが、本案件につきましては、建設する住宅が集落に接続して設置されるものであることから不許可の例外に該当するものと思われます。また、申請人は、他の宅地や 2 種農地等で候補

地を選定し、代替性の検討を行いました。が、条件に見合った土地がなかったことから、当該農地の申請はやむを得ないものと思われます。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 30 号に対して、意見、質問等ありませんか。

8 番委員（福士 正芳）

申請者は、周辺農地の薬剤散布、堆肥の臭いについても承知しているということだったんですけど、現時点では承知していても、後々やっぱり文句が来たなどといった事例はあるのでしょうか。

事務局 いままではそういった事例は確認されておられません。

会 長 その他にありますか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 30 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第 31 号「非農地判断に係る意見について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事務局 議案第 31 号について説明いたします。

農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行ったところ、同法第 2 条第 1 項の「農地」に該当しない土地であることが確認されたため、国で制定している「農地法の運用について」に基づき現地調査を行いましたので、非農地の判断について審議を求めるものです。

非農地の定義としましては、すでに森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地となっており、具体的には、登記簿上の地目が田や畑になっているものの、現状は原野化、あるいは宅地化しているなど、再び農地に復元することが困難な農地のことを言います。

非農地と判断した場合は、所有者等に非農地通知書を発送し、法務局において地目変更をするよう促します。

また、村担当部局及び法務局に対しても情報提供を行います。

18 ページをお開きください。

整理番号 1 番は、高樋八幡の畑、面積は 153 m²です。

現況としましては、長期間にわたり耕作されておらず、原野化している状態となっております。

事務局からは以上です。

会 長 次に、現地調査の結果報告を 2 番の中山稔委員よりお願いします。

現地調査委員（2 番 中山稔委員）

現地調査の結果を報告します。

10 月 17 日に、中山静子委員、田澤一委員と事務局と私の 4 名で現地を確認しました。

現況は、耕作されておらず、雑草が生い茂っており、北側の水路の一部と化しておりました。

周囲の状況としましては、南側の田は当該土地より 2 m 程度高く、当該土地は孤立している状況でした。

それらを踏まえて、調査結果としましては、土地の現況や周囲の状況からみて、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれると判断しました。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第 31 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 31 号は原案のとおり非農地として判断することに決定します。

次に、議案第 32 号「地域計画における目標地図素案の決定について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による地域計画について、同法第 20 条第 2 項の規定に基づき作成した地域計画目標地図素案について、別紙のとおり決定することについて意見を求めるものであります。

事務局から説明願います。

事務局 議案第 32 号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により、市町村が策定すること

となっている地域計画について、同法第 20 条に基づき田舎館村長から目標地図の素案の作成を依頼されています。

目標地図は、農地における 10 年後に目指すべき農地利用の姿について、農地 1 筆ごとに誰が担うかを明確にした図面です。今回審議していただくのはその素案となります。

素案の作成にあたっては、農地台帳を基にした現況及び昨年度 9 月から 11 月にかけて実施した農家への意向調査結果を基にした図面に、3 月に実施した座談会で参加者の皆さんから出た意向を反映させて作成しております。

21 ページをお開きください。

こちらは地域の担い手となる中心経営体で、将来的に経営規模拡大を図る農業者の一覧です。地区の区分は、浅瀬石川を境として北地区と南地区に分かれております。

22 ページから 24 ページは村の農地を 3 区画に分けて表示したもので、22 ページは北地区、23 ページは南地区の東側、24 ページは西側になります。

色塗りされた農地は、21 ページの中心経営体のリストの左側の欄にある色に対応しており、今後耕作を予定している担い手を示しています。

色塗りの無い箇所は、現状維持や今後検討予定となっております。

なお、この素案は、総会での承認後に産業課に提出されますが、あくまでも素案になりますので、実際の目標地図については、部分的に異なる場合もありますことを申し添えます。

事務局からは以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第 32 号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第 32 号は原案のとおり決定することとします。
次に報告事項に入ります。
報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」
を事務局から説明願います。

事務局 報告第 25 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。
26 ページをお開きください。

整理番号 31 番につきましては、賃借人の経営見直しにより解約するものです。今後、新たな受け手に貸借の申し入れを行う予定となっております。

次に、整理番号 32 番から 31 ページの整理番号 43 番までは、議案第 29 号にありましたとおり、受け手を個人から法人に変更するため解約するものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 29 号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。